

令和6年4月1日
公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金

令和6年度被災地次世代漁業人材確保支援事業のうち、長期研修支援事業
事務取扱要領

1 目的

地域の漁業就業者を早急に確保していくため、より確実な定着が見込まれる漁家子弟を含め、地域内外から広く人材を受け入れ、地域への漁業就業を支援する。

2 事業内容

本事業では、以下の研修に対し助成するものとする。

(1) 座学研修

1次受入機関において、地域の生活習慣や漁業に関する基礎的な知識・技能についてのオリエンテーション及び漁業に関する基礎講習を実施するもの。

(2) 漁労技術習得研修

研修生が希望する就業形態により以下の2タイプに分類する。

① 雇用型研修

研修修了後、漁業経営体に雇われて漁業に就業することを目指す者に対する研修。

2次受入機関において、漁業の実際の操業等による漁労技術の習得等のための現場研修を実施するもの。陸上における作業を含む。

② 独立型研修

研修修了後、独立・自営就業を目指す者に対する研修。

研修方法については、以下の2種類とする。

ア 通常研修

2次受入機関において、漁業の実際の操業等による漁労技術の習得等のための現場研修を実施するもの。陸上における作業を含む。

イ 実践型研修

円滑な自立・定着に向けて、研修生自らが水揚げ目標等を定めた計画を実践する研修。新規就業者（これまでに累積1年以上、主として漁業に従事したことがない者。以下同じ。）が受講する場合、アの通常研修の期間が1年以上経過し、受入機関と研修生の間で計画面や技術面を勘案した上で合意されていることを確認できる場合において必要に応じて実施できるものとする。

3 受入機関及び研修生について

助成対象とする受入機関及び研修生は、青森県下北郡東通村尻屋崎突端から正東の線と千葉県南房総市野島崎突端から正東の線との両線間における太平洋の海域を主な操業（対象）海域とする機関及び研修生とする。また、以下に該当する機関及び研修生であって、ガイドライン6「補助対象としない受入機関及び研修生について」に該当しないことを条件とする。

- (1) 1次受入機関
漁業協同組合またはその支所、その他水産庁長官が認めた団体。
- (2) 2次受入機関
1次受入機関が漁業就業希望者の希望に基づき選定した、当該機関に属する漁業者、漁業を営む法人又は1次受入機関。
- (3) 研修生
漁業への就業意欲が高く、研修終了後も引き続き漁業に定着していくことが見込まれる者。

4 研修対象者及び研修期間

研修タイプ別の受講対象者、研修方法及び研修期間については、下表のとおりとする。

研修タイプ	受講対象者	研修方法	研修期間
座学研修	雇用型研修及び独立型研修の受講者	座学研修	最長3日
雇用型研修	新規就業者	通常研修	最長2年
独立型研修	新規就業者	通常研修	最長4年
		通常研修及び実践型研修	最長4年 (実践型研修は3年以内とし、実践型研修に先立って、通常研修を1年以上実施すること。)
	独立を目指す雇用就業者	通常研修、実践型研修又はこれらの組合せ	最長3年 (通常研修と実践研修の割合は問わない。但し、通常研修を行う場合は、実践型研修に先立って実施すること。)
	過去に雇用型研修を実施済の者	実践型研修	最長2年
	漁業再開を目指す漁業経験者	実践型研修	最長2年

5 事業費（補助金）

公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金（以下「担い手育成基金」という。）が助成する事業費は以下のとおりとする。

（1）座学研修及び漁労技術習得研修

研修 タイプ	研修 方法	助成対象者	助成経費・単価	研修時間 (1日当たり上限)※
座学 研修	座学 研修	講師 (1次受入機関の役職員が勤務時間内に)	指導謝金　日額14,100円以内	6時間

		行う場合は対象外(無給の理事等を除く))		
雇用型 研修	通常 研修	3親等以内の親族を研修生として研修を行う指導者	指導謝金 月額 94,000円以内	1時間
		上記以外の指導者	指導謝金 1~6か月目:月額 94,000円以内 7~12か月目:月額 141,000円以内 13~18か月目:月額 164,500円以内 19~24か月目:月額 188,000円以内	1時間 1.5時間 1.75時間 2時間
独立型 研修	通常 研修	3親等以内の親族を研修生として研修を行う指導者	指導謝金 月額 94,000円以内	1時間
		上記以外の指導者	指導謝金 研修前半:月額 188,000円以内 研修後半:月額 282,000円以内	2時間 3時間
実践型 研修	研修生	研修経費 月額 125,000円以内		
	指導者	指導謝金 7,050円/回 (一月あたり2回以内)		3時間

※陸上研修は海上研修の2倍の時間を上限とする。

ア 単価

- (ア) 海上研修: 1時間当たり 4,700円以内
- (イ) 陸上研修: 1時間当たり 2,350円以内

イ 研修実施日数: 1ヶ月当たり 20日以内

(2) 安全対策費

2次受入機関が研修を実施するにあたって、安全対策に係る経費を実費により助成する。

ただし、ライフジャケット、ヘルメット等の消耗品の範囲に限るものとし、研修生受け入れに不可欠なものか査定の上、1物品当たりの取得価格が3万円を超える場合にあっては、2社以上から見積をとった上で、その価格を比較し決定する。

(3) 保険料

研修において受入機関が研修生に対して加入した労働者災害補償(労災)保険(暫定任意適用事業所※が加入する場合及び研修生を指導する暫定任意適用事業所での労災保険加入が困難であるため、漁業協同組合等が加入する場合に限る)又は傷害保険等(親元就業等で労災保険に加入できない場合に限る)のうち、研修期間中の実費相当額を助成する。

※ 民間の個人経営の漁業の事業所(総トン数5トン以上の漁船による事業であって河川、湖沼及び特定の水面以外の場所で主として操業するもの並びに特定の危険有

害作業を主として行う事業であって常時労働者を雇用するものを除く) であって、5人未満の労働者を使用するもの。

(4) 研修生移動費

研修生の研修地への転居を伴う移動に係る旅費を受入機関が支出した場合に限り実費を助成する。

(5) 住居費

受入機関が用意した住居に研修生を居住させ、受入機関が住居費を負担した場合において、研修期間中1ヵ月当たり27,000円を限度に支給する。ただし、3親等以内の親族が指導者の場合を除く。

(6) 研修用教材費

2次受入機関が研修生を受け入れ、研修を実施するにあたって新たに必要となる教材に要する経費を実費により助成する。

ただし、雨合羽、長靴等研修生個人が使用する消耗品の範囲に限るものとし、研修に不可欠なものであり、研修期間中に反復して使用するものか査定の上、1物品当たりの取得価格が3万円を超える場合にあっては、2社以上から見積をとった上で、その価格を比較し決定する。

なお、独立型研修を実施する場合は、教材費として釣針、ハリス等の消耗品も研修に不可欠なものに限り助成対象として認める。

(7) 連絡・調整旅費

本事業の実施にあたって、担い手育成基金が2次受入機関や研修生との連絡・調整や研修生のフォローアップ等のために必要な旅費については、担い手育成基金の規定により助成する。

6 実施要領

(1) 通常研修

- ① 2次受入機関は、別紙1「2次受入機関の審査について」に基づき、「2次受入機関の審査表」を1次受入機関を通じて担い手育成基金に提出し、担い手育成基金の審査を受ける。
- ② 1次受入機関は、2次受入機関及び同機関が受入予定の研修生を対象に、事業内容に沿った研修計画書を作成し、担い手育成基金に提出の上、その認定を受ける。なお、独立型研修を行う場合は、研修生に「独立・自営就業後の計画書」を作成させ、1次・2次受入機関が確認した上で研修計画書に添付し、担い手育成基金の認定を受ける。
- ③ 担い手育成基金は、研修生の事業の利用歴を過去の証票類等により確認し、補助対象として適切と認められる場合には、その研修計画を認定した1次受入機関に対し5に定める経費を助成する。
- ④ 1次受入機関は、研修生の状況把握のため、担い手育成基金に定期的に研修実績票を提出する。
- ⑤ 1次受入機関は、担い手育成基金の指示により事業費の精算を行う。なお、事業費については、原則として実績に応じた支払いとするが、円滑に事業を進めるため、必要な場合は概算払いを認める。

- ⑥ 研修計画の変更や研修を休止する場合は所定の様式により提出し、必要な場合は経費の精算を行う。
- ⑦ 上記①から⑤で使用する様式は別紙2「研修計画の申請及び精算方法等について」に定めるとおりとする。

(2) 実践型研修

- ① 2次受入機関は、別紙1「2次受入機関の審査について」に基づき、「2次受入機関の審査表」を1次受入機関を通じて担い手育成基金に提出し、担い手育成基金の審査を受ける。
- ② 実践型研修を実施しようとする研修生の1次受入機関及び2次受入機関は、研修生に実践型研修計画を作成させ、1次・2次受入機関が確認した上で担い手育成基金に提出し、その認定を受ける。
- ③ 研修生は、研修実績として月に10回以上の出漁や水揚げを行うこととし、1次受入機関を経由して担い手育成基金に四半期ごとに計画の達成状況を研修日報、その他出漁や水揚げの事実を証明できる書類を付して報告し、確認を受ける。
- ④ 担い手育成基金は、補助対象として適切と認められる場合には、研修生に対し5の(1)に定める経費を直接交付する。担い手育成基金は、交付対象月の研修実績(出漁や水揚げ回数)が10回に満たない場合は、当該月分については研修実績に応じて減額するものとする。ただし、研修生の報告において極端な不漁や長期的な天候・海象の不順等のやむを得ない事情があったと認められる場合はこの限りでない。
- ⑤ 1次受入機関の関係者及び2次受入機関の指導者は、研修生の計画に基づく研修の実施に必要な指導・助言を少なくとも四半期に1度行う。
- ⑥ 担い手育成基金は、実践型研修を実施する研修生の1次受入機関の関係者及び2次受入機関の指導者が研修計画の達成のために必要な指導・助言を行うのに対し、5の(1)に定める経費を助成する。

7 その他

- (1) 受入機関は、本研修により研修生が長期間にわたり、現地に留まって生活する必要があることに留意の上、研修生に対し住居等の必要な便宜を図るとともに、実践型研修の場合を除き、本研修時間を含め、研修生を漁業に従事させる場合は、労働関係法令に基づき、労働条件に係る事項を書面の交付により明示することや賃金を適切に支払うこと等に留意しなければならない。
- (2) 研修を実施するにあたり、他の補助事業等を利用している場合は担い手育成基金にその旨連絡すること。その際、本補助事業と同様の項目で補助等を受けることはできない。
- (3) 事業費に係る証票類等の保存期限は研修終了後5年間とし、監査等に対応できるよう整理し保存すること。
- (4) 受入機関は、研修終了後5年間は研修受講者の状況把握に努め、フォローアップを行い、担い手育成基金等の依頼があった場合は速やかに研修受講者の状況報告等を行うこと。

2次受入機関の審査について

1 審査方法

- (1) 2次受入機関は、新たな長期研修（継続研修は除く）を計画する際に、別添「2次受入機関の審査表－①、②」の全ての項目に回答し、1次受入機関を通じて担い手育成基金に提出する。
- (2) 担い手育成基金は、2次受入機関より提出された審査表を元に評価点を計算し、合計評価点が10点未満である機関、審査表の審査項目（3）の④、（4）のaの②、（6）の④に該当する機関は補助対象としない。
- (3) (2)において2次受入機関が補助対象としない機関に該当しない場合、担い手育成基金は別途、別添「2次受入機関の審査表－③」の審査項目を採点し、「2次受入機関の審査表－②」の（1）から（6）の項目の評価点と比較する。
- (4) (3)において、各審査項目の担い手育成基金による評価点が2次受入機関による評価点を2点以上下回る場合は、当該項目について、「2次受入機関の審査表－③」下欄に担い手育成基金担当者が所見を記入し、その所見に基づいて2次受入機関としての選定の可否を決定する。
- (5) (3)において担い手育成基金による評価点が2次受入機関による評価点を2点以上下回らない2次受入機関又は(4)において担い手育成基金担当者から2次受入機関として適当と判断された2次受入機関であって、ガイドラインで定める補助対象条件に合致している2次受入機関は、原則、補助対象となり得るが、複数の2次受入機関から応募があり、担い手育成基金に配分されている予算額を上回る場合には、担い手育成基金が別に定める2次受入機関の研修生受け入れの優先順位に従い、優先順位の高い2次受入機関から順に研修生1名分の予算を配分する。

各2次受入機関に対し研修生1名分の予算を配分した後も予算がある場合、ガイドライン5の規定に基づき2名以上の研修生受け入れを希望する2次受入機関について、更に1名分の予算を配分する。

なお、別に定める優先順位は、受け入れ予定の研修生とのマッチング方法と審査表の評価点を必ず含めるほかは、担い手育成基金管内の新規就業者の確保計画や漁業の特性を踏まえ、研修生の指導を行うために適当な2次受入機関が選定されるよう、担い手育成基金が独自に定めるものとする。

2 その他

担い手育成基金は、一般社団法人全国漁業就業者確保育成センター（以下「全国センター」という。）からの求めがあれば、別紙「2次受入機関の審査表」の写しを提出する。

(事務取扱要領) 別紙1別添 2次受入機関の審査表-①

令和〇〇年〇月〇日

公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金
代表理事 大井誠治 殿

2次受入機関
住 所 :
名 称 :
代表者氏名 :

下記内容に相違ないことを誓約致します。
なお、虚偽記載があった場合には、受領した補助金を返還致します。

記

1 受入予定の研修生とのマッチング方法

- (1) 全国センター又は担い手育成基金が実施する漁業就業相談会等
- (2) 水産高校や漁業学校等の仲介
- (3) 地方公共団体が開催する漁業就業相談会等
- (4) 民間団体等が開催する漁業就業相談会等
- (5) 全国センター又は担い手育成基金のWEBページにおける情報交換
- (6) ハローワークにおける斡旋
- (7) その他 ()

2 過去の受入実績

(1) 過去5年間に受け入れた研修生数

人

(2) (1) のうち、現在漁業就業を継続していない者の数

(独立型研修を実施していた場合は、独立・自営就業していない者も含む)

人

(3) 離職率 ((2) / (1) × 100)

%

(4) 過去に受け入れた研修生の離職理由や原因

※ 過去5年間に受け入れた研修生(雇用型は継続就業予定の研修生)が1人でも離職している場合は記載すること。

(5) 改善計画

※ 過去5年間に受け入れた研修生(雇用型は継続就業予定の研修生)が1人でも離職している場合は記載すること。

※ 改善計画が不十分な場合、2次受入機関として採択しない。

(事務取扱要領) 別紙1別添 2次受入機関の審査表-②(2次受入機関用)

以下の審査項目について、該当する点数を「2次受入機関評価」欄に記入すること。

審査項目	審査内容	評価点	2次受入機関評価
(1) 指導者の適性	① 研修生を直接指導する指導者の中に、漁労長もしくは都道府県に認定された漁業士を含んでいる。	3	
	② 研修生を直接指導する指導者の中に、漁労長もしくは都道府県に認定された漁業士を含んでいない。	0	
(2) 漁業経営の状況			
a 個人経営体 (漁船漁業)	① 過去3年間の漁労所得は平均500万円以上である。	5	
	② 過去3年間の漁労所得は平均250万円以上500万円未満である。	3	
	③ 過去3年間の漁労所得は平均150万円以上250万円未満である。	1	
	④ 過去3年間の漁労所得は平均150万円未満である。	0	
b 個人経営体 (養殖業)	① 過去3年間の漁労所得は平均675万円以上である。	5	
	② 過去3年間の漁労所得は平均300万円以上675万円未満である。	3	
	③ 過去3年間の漁労所得は平均150万円以上300万円未満である。	1	
	④ 過去3年間の漁労所得は平均150万円未満である。	0	
c 法人経営体	① 過去3年間の経常損益は全て黒字である。	5	
	② 過去3年間のうち1年間は経常損益が赤字である。	3	
	③ 過去3年間のうち2年又は3年間とも経常損益が赤字である。	0	
(3) 労働災害の発生状況	① 過去3年間において死亡災害(行方不明を含む)又は休業4日以上の災害が発生していない。	5	
	② 過去3年間において死亡災害(行方不明を含む)又は休業4日以上の災害が1回発生している。	3	
	③ 過去3年間において死亡災害(行方不明を含む)又は休業4日以上の災害が2回以上発生している。	0	
	④ 研修生を新たに受け入れようとする機関で、前年度に漁業労働における死亡災害が発生している。	非採択	
(4) 研修生の適性確認			
a 雇用型 (常時20人以上を雇用する経営体※1)	① 研修生として採用する前に、2次受入機関において4ヶ月以上の従業員としての雇用実績がある。	3	
	② 研修生として採用する前に、2次受入機関において4ヶ月以上の従業員としての雇用実績がない。	非採択	
b 雇用型 (常時20人未満を雇用する経営体※1)	① 研修生として採用する前に、2次受入機関において4ヶ月以上の従業員としての雇用実績がある。	5	
	② 研修生を採用する前に、2次受入機関が主体となって短期研修や体験漁業による研修生の適性確認を実施した。	3	
	③ 研修生を採用する前に、2次受入機関が主体となって短期研修や体験漁業による研修生の適性確認を実施しなかった。	0	
c 独立型	① 研修生として採用する前に、2次受入機関において4ヶ月以上の従業員としての雇用実績がある。	5	
	② 研修生を採用する前に、2次受入機関が主体となって短期研修や体験漁業による研修生の適性確認を実施した。	3	
	③ 研修生を採用する前に、2次受入機関が主体となって短期研修や体験漁業による研修生の適性確認を実施しなかった。	0	
(5) 研修生に支払う給与			
a 雇用型	① 研修期間中を含め研修生へ支払う給与(自治体による研修生への給付等も含んだ最低保障額)は各都道府県の最低賃金の1.5倍以上である。	5	
	② 研修期間中を含め研修生へ支払う給与(自治体による研修生への給付等も含んだ最低保障額)は各都道府県の最低賃金の1.2倍以上1.5倍未満である。	3	
	③ 研修期間中を含め研修生へ支払う給与(自治体による研修生への給付等も含んだ最低保障額)は各都道府県の最低賃金の1.2倍未満である。	0	
	④ 研修期間中を含め研修生へ支払う給与は前年度の2.5%以上である。	5	
	⑤ 研修期間中を含め研修生へ支払う給与は前年度の1.5%以上である。	3	

b 独立型	① 研修期間中を含め研修生へ支払う給与（自治体による研修生への給付等も含んだ最低保障額）は各都道府県の最低賃金の1.3倍以上である。	5	
	② 研修期間中を含め研修生へ支払う給与（自治体による研修生への給付等も含んだ最低保障額）は各都道府県の最低賃金の1.1倍以上1.3倍未満である。	3	
	③ 研修期間中を含め研修生へ支払う給与（自治体による研修生への給付等も含んだ最低保障額）は各都道府県の最低賃金の1.1倍未満である。	0	
	④ 研修期間中を含め研修生へ支払う給与は前年度の2.5%以上である。	5	
	⑤ 研修期間中を含め研修生へ支払う給与は前年度の1.5%以上である。	3	
(6) 研修生の定着状況			
a 雇用型	① 過去5年間に受け入れた継続就業予定の研修生の現在の離職率は0%である。	5	
	② 過去5年間に受け入れた継続就業予定の研修生の現在の離職率は0%を超え30%未満である。もしくは研修生の受入実績がない。	3	
	③ 過去5年間に受け入れた継続就業予定の研修生の現在の離職率は30%以上50%未満である。もしくは過去5年間に継続就業予定の研修生を1から2名受け入れたが全員離職している。	0	
	④ 過去5年間に3名以上の継続就業予定の研修生を受け入れており、現在の離職率は50%以上である。	非採択	
b 独立型※2	① 過去5年間に受け入れた研修生の現在の離職率は0%である。	5	
	② 過去5年間に受け入れた研修生の現在の離職率は0%を超え50%未満である。もしくは研修生の受入実績がない。	3	
	③ 過去5年間に受け入れた研修生の現在の離職率は50%以上70%未満である。もしくは過去5年間に研修生を1から2名受け入れたが全員離職している。	0	
	④ 過去5年間に3名以上の研修生を受け入れており、現在の離職率は70%以上である。	非採択	
(7) 浜の活力再生プラン	① 2次受入機関の所属する漁村地域が策定し、水産庁長官の承認を受けた浜プランと広域浜プランの両方に漁業人材の確保・育成に関する取組が明記されている。	5	
	② 2次受入機関の所属する漁村地域が策定し、水産庁長官の承認を受けた浜プランと広域浜プランのいずれか一方に漁業人材の確保・育成に関する取組が明記されている。	3	
	③ 2次受入機関の所属する漁村地域は、浜プラン又は広域浜プランのいずれかを策定し、水産庁長官の承認を受けている。	1	
(8) 地域再生計画	① 地方公共団体が、2次受入機関の所在地を地区に含み、「漁業への新規就業（就業者確保）についての目標」を具体的に定めた地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けている。	3	
	② 地方公共団体が、2次受入機関の所在地を地区に含み、「漁業への新規就業（就業者確保）についての目標」を具体的に定めた地域再生計画を作成していない。	0	
(9) 協力雇用主	① 2次受入機関は、法務省と厚生労働省が刑務所出所者等の雇用と改善更生に協力する経営者を登録し支援する「協力雇用主」制度に登録している。	3	
(10) 水福連携の取組	① 2次受入機関は、社会福祉に関して障害者等の積極的な雇用や障害の程度や能力に応じた柔軟な受入体制を整備しているなどの取組を行っている。	3	
合計点数		—	0

※1 陸上作業のみに従事する者や事務員等も含む当該経営体の全ての労働者のうち、常時雇用している者の数で判断する。

※2 独立型研修を実施していた場合は、離職率には独立・自営就業していない者も含む。

(事務取扱要領) 別紙1別添 2次受入機関の審査表-③(担い手育成基金用)

- 1 以下の審査項目について、担い手育成基金担当者が審査し、採点すること。
(特に優れている…5点、優れている…4点、十分満足できる…3点、満足できる…2点、概ね満足できる…1点、満足できない…0点)
- 2 採点した点数を2次受入機関が自己評価した「2次受入機関の審査表-②」の(1)から(6)の点数と比較すること。

審査項目	審査内容	点数 (5~0点)	
		2次受入 機関評価	事業実施 機関評価
(1) 指導者の適性	研修生の指導者は品行方正であり、漁労技術を体系立てて指導することができる十分な能力を有している。		
(2) 漁業経営の状況	2次受入機関は受入地域の一般的な漁業経営体と比較して優れた経営能力を有している。		
(3) 労働災害の発生状況※	2次受入機関は経営者、漁労長（船長）、乗組員の間で安全に関する意識が共有され、経営体をあげて安全操業に取り組んでいる。		
(4) 研修生の適性確認	研修生として採用する前に、既に一定の雇用期間を経ており就業継続の見込みが十分にある。または2次受入機関が主体となって短期研修や体験漁業による研修生の適性確認を実施するなど十分なマッチングを図っている。		
(5) 研修生に支払う給与	研修生が受入地域において一般的な生活を営むのに十分な給与が支払われている。		
(6) 研修生の定着状況	地方自治体、1次・2次受入機関等、受入地域により研修生の定着を支援する十分な措置が取られている。		

※ 1人親方の場合は、安全操業に対する意識と取組状況により審査すること。

- 3 各審査項目において、担い手育成基金による評価点が2次受入機関による評価点を2点以上下回る場合は、その審査項目について下欄に担い手育成基金担当者の所見を記入し、所見に基づいて2次受入機関としての選定の可否を判断すること。
- 4 3において、各審査項目の事業実施機関による評価点が2次受入機関による評価点を2点以上下回らない場合、または2点以上下回る場合であっても、担い手育成基金により2次受入機関として適当であると判断された場合は、「(事務取扱要領)別紙1 2次受入機関の審査について」の(5)に基づいて、補助対象とする2次受入機関を選定すること。

審査項目 ()	所見	
審査項目 ()	所見	

2次受入機関としての選定の可否： 可 / 否

所見記入年月日： 令和〇〇年〇月〇日
所見記入者氏名：

(参考)

離職率ごとの評価点

(6) 研修生の定着状況

a 雇用型

		離職者数 (人)							(離職率 : %)
		0	1	2	3	4	5	6	
研修受け入れ年数 （た間に）	0	—							
	1	0	100						
	2	0	50	100					
	3	0	33	67	100				
	4	0	25	50	75	100			
	5	0	20	40	60	80	100		
	6	0	17	33	50	67	83	100	

凡例
5点
3点
0点※
非採択

b 独立型

		離職者数 (人)							(離職率 : %)
		0	1	2	3	4	5	6	
研修受け入れ年数 （た間に）	0	—							
	1	0	100						
	2	0	50	100					
	3	0	33	67	100				
	4	0	25	50	75	100			
	5	0	20	40	60	80	100		
	6	0	17	33	50	67	83	100	

凡例
5点
3点
0点※
非採択

※ 独立型研修を実施していた場合は、離職率には独立就業していない者も含む。

(参考)

令和5年度地域別最低賃金改定状況

	都道府県名	最低賃金時間額(円)	発効年月日	参考※1	参考※2
1	北海道	960	令和5年10月1日	153,600	192,000
2	青森県	898	令和5年10月7日	143,680	179,600
3	岩手県	893	令和5年10月4日	142,880	178,600
4	宮城県	923	令和5年10月1日	147,680	184,600
5	秋田県	897	令和5年10月1日	143,520	179,400
6	山形県	900	令和5年10月14日	144,000	180,000
7	福島県	900	令和5年10月1日	144,000	180,000
8	茨城県	953	令和5年10月1日	152,480	190,600
9	栃木県	954	令和5年10月1日	152,640	190,800
10	群馬県	935	令和5年10月5日	149,600	187,000
11	埼玉県	1,028	令和5年10月1日	164,480	205,600
12	千葉県	1,026	令和5年10月1日	164,160	205,200
13	東京都	1,113	令和5年10月1日	178,080	222,600
14	神奈川県	1,112	令和5年10月1日	177,920	222,400
15	新潟県	931	令和5年10月1日	148,960	186,200
16	富山県	948	令和5年10月1日	151,680	189,600
17	石川県	933	令和5年10月8日	149,280	186,600
18	福井県	931	令和5年10月1日	148,960	186,200
19	山梨県	938	令和5年10月1日	150,080	187,600
20	長野県	948	令和5年10月1日	151,680	189,600
21	岐阜県	950	令和5年10月1日	152,000	190,000
22	静岡県	984	令和5年10月1日	157,440	196,800
23	愛知県	1,027	令和5年10月1日	164,320	205,400
24	三重県	973	令和5年10月1日	155,680	194,600
25	滋賀県	967	令和5年10月1日	154,720	193,400
26	京都府	1,008	令和5年10月6日	161,280	201,600
27	大阪府	1,064	令和5年10月1日	170,240	212,800
28	兵庫県	1,001	令和5年10月1日	160,160	200,200
29	奈良県	936	令和5年10月1日	149,760	187,200
30	和歌山県	929	令和5年10月1日	148,640	185,800
31	鳥取県	900	令和5年10月5日	144,000	180,000
32	島根県	904	令和5年10月6日	144,640	180,800
33	岡山県	932	令和5年10月1日	149,120	186,400
34	広島県	970	令和5年10月1日	155,200	194,000
35	山口県	928	令和5年10月1日	148,480	185,600
36	徳島県	896	令和5年10月1日	143,360	179,200
37	香川県	918	令和5年10月1日	146,880	183,600
38	愛媛県	897	令和5年10月6日	143,520	179,400
39	高知県	897	令和5年10月8日	143,520	179,400
40	福岡県	941	令和5年10月6日	150,560	188,200
41	佐賀県	900	令和5年10月14日	144,000	180,000
42	長崎県	898	令和5年10月13日	143,680	179,600
43	熊本県	898	令和5年10月8日	143,680	179,600
44	大分県	899	令和5年10月6日	143,840	179,800
45	宮崎県	897	令和5年10月6日	143,520	179,400
46	鹿児島県	897	令和5年10月6日	143,520	179,400
47	沖縄県	896	令和5年10月8日	143,360	179,200
	全国加重平均額	1,004	-	160,640	200,800

※1 8(時間/日) × 20(日/月)

※2 8(時間/日) × 25(日/月)

研修計画の申請及び精算方法等について

1 研修計画の申請

補助を申請する1次受入機関は、2次受入機関、研修生と調整の上、以下の書類を揃えて担い手育成基金に提出し、審査を受けること。

- ・ 別紙様式1-①「研修計画書」
- ・ 別紙様式1-②「長期研修計画」※雇用契約書等の写しを添付（親元就業の場合等を除く）
- ・ 別紙様式1-③「独立・自営就業後の計画書」（独立型研修の場合）
- ・ 別紙様式2-①「誓約書（2次受入機関・雇用型用）」（雇用型研修の場合）、または別紙様式2-②「誓約書（2次受入機関・独立型用）」（独立型研修の場合）
- ・ 別紙様式3-①「誓約書（研修生用）」、別紙様式3-②「誓約書（研修生用一雇用就業→独立自営を目指す場合）」、別紙様式3-③「誓約書（研修生用一漁業再開を目指す漁業経験者用）」
- ・ 別紙様式3-④「同意書」（研修生が未成年の場合）
- ・ 別紙様式1-1「作業安全のためのチェックシート」（2次受入機関用）
- ・ 別紙様式1-2「作業安全のためのチェックシート」（1次受入機関用）

※1 前年度から研修を継続して実施する場合は、別紙様式1-①「研修計画書」、別紙様式4「確認書（研修生用）」、別紙様式1-1「作業安全のためのチェックシート」（2次受入機関用）、別紙様式1-2「作業安全のためのチェックシート」（1次受入機関用）を記入し、担い手育成基金に提出すること。なお、前年度の長期研修計画から変更がある場合は別紙様式1-②「長期研修計画」も作成し、提出すること。

※2 実践型研修を実施する場合は、※1の書類に加えて別紙様式1-④「実践型研修計画書兼実施申請書」を提出すること。

※3 概算払いを受ける場合は、別紙様式10「概算払請求書」を担い手育成基金に提出すること。

※4 補助金の振込口座は、漁ろう技術習得研修は1次受入機関名の口座に限る（2次受入機関へ担い手育成基金から直接振込は行わない）。また、実践型研修については研修生本人の名義の口座に限る。

2 研修実施中の報告

1次受入機関は、研修中は1ヶ月に1回、研修生が作成した研修日誌（様式は問わない）を担い手育成基金に提出すること。

実践型研修を実施中の場合、1次受入機関は四半期毎に、研修生が作成した別紙様式5-②「計画達成状況報告書」、別紙様式6-②「研修日報」を担い手育成基金に提出すること。

3 実績報告及び研修経費精算

研修中止又は終了後は速やかに、以下の書類を担い手育成基金に提出し実績報告及び経

費の精算を行うこと。

- ・ 別紙様式 5－①「研修実績報告及び研修経費精算書」
- ・ 別紙様式 6－①「研修実績票」
- ・ 別紙様式 7 「研修写真台紙」（研修実施期間 6 ヶ月につき 1 枚以上）
- ・ 別紙様式 8 「研修終了届」

※ 実践型研修の場合は、別紙様式 5－③「実践型研修実施報告書」も提出すること。なお、年度中の研修が実践型研修のみ場合は、別紙様式 6－①及び別紙様式 7 は不要。

4 研修（計画）の休止、再開、変更等

研修の休止・再開、又は計画の変更が生じた場合は、担い手育成基金に連絡の上、別紙様式 9－①「研修（計画）休止・再開・変更届」及び別紙様式 9－②「長期研修計画（変更）」により、休止、再開、変更等の届出を行うこと。

研修を休止する場合は、別紙様式 6 「研修実績表」を併せて提出し、経費の精算を行うこと。